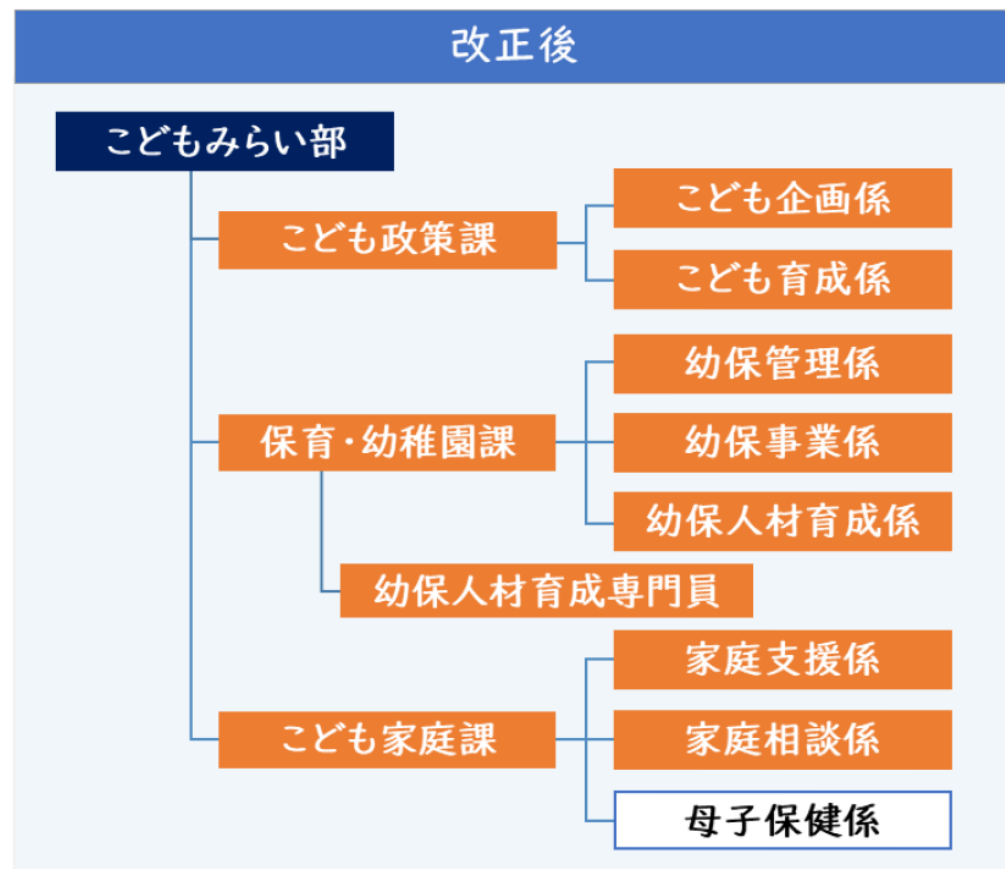
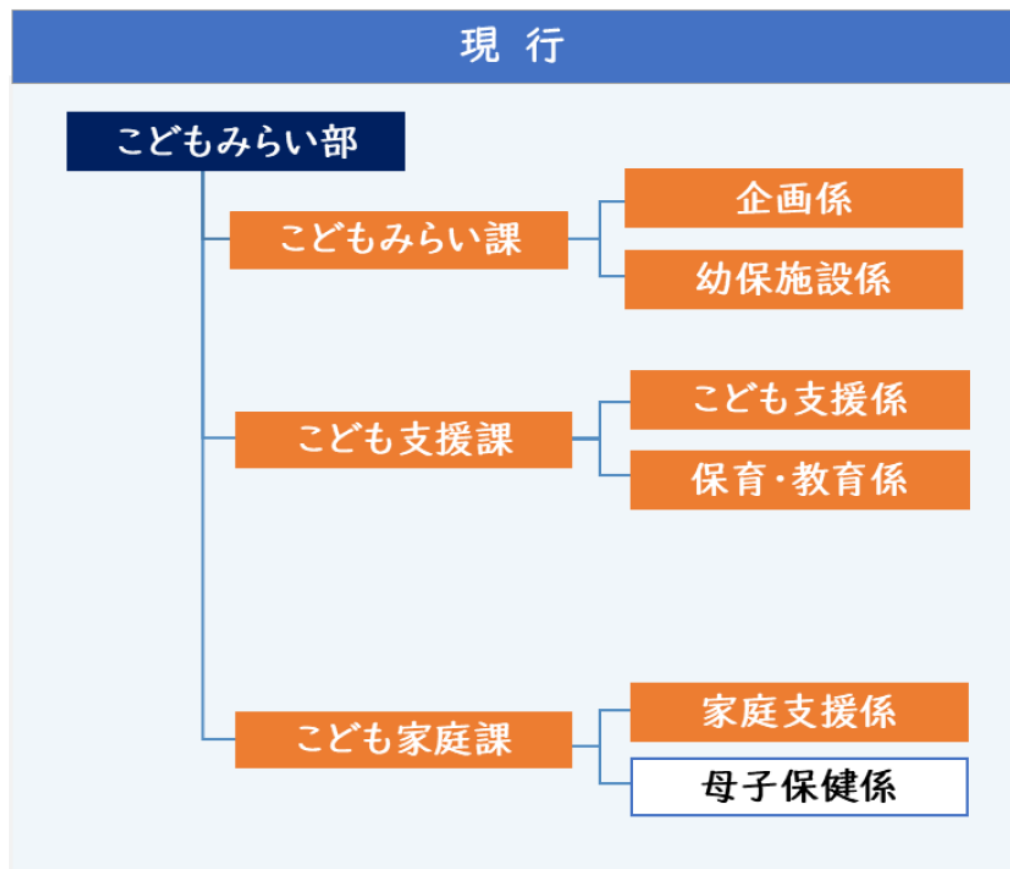


令和7年度 行政組織の改正（案） 《こどもみらい部》

◎ こどもみらい部の再編



- 多様な保育ニーズに対応するとともに、幼児教育・保育の質の確保と保育環境の整備を推進するため、「こどもみらい課」と「こども支援課」を再編し「こども政策課」と「保育・幼稚園課」を新設。
- 「こども政策課」においては、「こどもみらい課」が所掌する児童福祉に係る企画、調整及び統括に関する業務に加え、「こども支援課」が所掌する放課後児童健全育成事業に関する業務を所掌し、子ども・子育て支援策の充実を推進。
- 「保育・幼稚園課」においては、「こどもみらい課」が所掌する幼保施設の整備・管理や認可に関する業務に加え、「こども支援課」が所掌する幼保施設の管理運営や保育士等の指導に関する業務を所掌し、幼児教育・保育に対する総合的な支援を実施。
- 現場の保育士等に対する指導・助言・研修等の人材育成に係る部分を強化するため、「保育・幼稚園課」に「幼保人材育成専門員」を配置。
- 児童虐待やヤングケアラーなど要保護児童等の支援に加え、新たにDVなど困難な問題を抱える女性への支援体制を強化するため、「こども家庭課」に「家庭相談係」を新設。